

安城市地域緑化木無償配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域におけるみどりの育成と美しい環境づくりのため、地域緑化木の無償配布を行うことにより、緑化の推進とその回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域緑化木(以下「緑化木」という。)」とは、地域の緑化のために市が無償配布する樹木及び苗木(カイズカイブキ類及び庭園樹木を除く。)並びにこれらに必要な植栽土、資材等をいう。

(対象者)

第3条 緑化木の無償配布を受けることができるものは町内会とする。

(緑化木の配布限度)

第4条 緑化木は、毎年度1回配布するものとし、1町内会につき50,000円を限度とする。

(緑化木の配布の承認)

第5条 緑化木の配布を受けようとする町内会(以下「申請者」という。)は、地域緑化木無償配布申請書兼承認書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し地域緑化木無償配布申請書兼承認書を交付するものとする。

(緑化木の配布の変更承認等)

第6条 前条第2項の承認を受けたもの(以下「認定者」という。)がその承認を受けた事項の変更をしようとするとき又は承認の取消しをしようとするときは、地域緑化木無償配布(変更・取消)申請書兼承認書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は取消しを適当と認めるときは、認定者に対し地域緑化木無償配布(変更・取消)申請書兼承認書を交付するものとする。

(完了届)

第7条 認定者は、植樹が完了したときは、当該年度の末日までに地域緑化木植樹完了届(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。